

平成25年3月15日  
第2471号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規則

- 秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（6・医師確保対策室）……………1
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則（7・都市計画課）……………2
- 秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（8・都市計画課）……………2

### 告示

- 生活保護法による介護機関の指定（99・福祉政策課）……………3
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生（100・農業経済課）……………4
- 争議行為の予告（101・雇用労働政策課）……………4
- 公共測量終了の通知（102・建設政策課）……………5
- 風致地区内の区分を定める告示を廃止する告示（103・都市計画課）……………5
- 河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法（104・秋田地域振興局建設部）……………5

### 公告

- 土地改良区の役員の住所の変更の届出（秋田地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………5

### 選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（16）……………6

## 規 則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第六号

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則（平成十七年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び条例」を「並びに条例」に改め、「読み替えて」を削り、「の規則」を「及び第八条第二項第二号の規則」に改める。

第二十二條の表第十九條の項中

第十二條第二号	第十四條第二号
---------	---------

を

第十二條第二号	第十四條第二号
第十三條	第十五條
及び第八条第二項第二号	並びに第八条第二項第一号及び第二号

に改め、同表第十九條及び第二

十條の項中「第十九條及び」を削る。

第二十三條の表第十九條の項中

第十二條第二号	第十六條第二号
---------	---------

を

第十二條第二号	第十六條第二号
第十三條	第十七條

に改め、同表第十九條及び第二

及び第八条第二項第二号

並びに第八条第二項第一号及び第二号

十条の項中「第十九条及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋 田 県 規 則 第 七 号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年秋田県規則第三十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋 田 県 規 則 第 八 号

秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二広告塔又は広告板発光装置又は照明装置を有するもの野立広告塔（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）及び野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）の項中「道路及び」を「道路から五メートル以内並びに」に改め、同表広告塔又は広告板発光装置

又は照明装置を有するもの壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のものをいう。）の項中

方 向 が の 表

示面積を同一壁面の面積二分の一以内（当該面積三十平方メートルを超えるときにあつては、三十平方メートル）とすること。

を

- 一 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積に二分の一を乗じて得た面積（当該得た面積が三十平方メートルを超えるときは、三十平方メートル）以内とすること。
- 二 大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積に二分の一を乗じて得た面積（当該得た

に改め、同表広告塔又は広告板その他のもの野立広

面積が三十平方メートルに店舗面積（大規模小売店舗立地法第二条第一項に規定する店舗面積をいう。）から十平方メートルを減じた面積に百分の三を乗じて得た面積を加えた面積（以下「特例面積」という。）を超えるときは、特例面積以内とすること。

告塔（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）及び野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）の項中「道路及び」を「道路から五メートル以内並びに」に改め、同表広告塔又は広告板その他のもの壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のもの

をいう。）の項中

表示面積を同一壁面の面積の二分の一以内（当該面積が三十平方メートルを超えるときにあつては、三十平方メートル）とすること。

を

- 一 大規模小売店舗以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積に二分の一を乗じて得た面積（当該得た面積が三十平方メートルを超えるときは、三十平方メートル）以内とすること。
- 二 大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積に二分の一を乗じて得た面積（当該得た面積が特例面積を超えるときは、特例面積）以内とすること。

に改め、別表第三条例第六

条第二項第三号の規定に該当するものの項中「〇・三平方メートル」を「二平方メートル」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の秋田県屋外広告物条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後に表示される屋外広告物又は同日以後に設置される屋外広告物を掲出する物件について適用し、同日前に表示された屋外広告物又は同日前に設置された屋外広告物を掲出する物件については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為に対する秋田県屋外広告物条例（昭和四十九年秋田県条例第二十号）の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

**告 示**

**秋田県告示第99号**

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
介護付き有料老人ホームさわやかサポート	湯沢市倉内字川原田40-1	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年12月15日
デイハウス彩	能代市大瀬儘下42-13	通所介護、介護予防通所介護	平成25年2月1日
機能訓練型デイサービスリハ i n	大仙市太田町横沢字山道南80-9	通所介護、介護予防通所介護	平成25年1月1日
デイサービスセンター蕉風苑	にかほ市象潟町大砂川字下橋20番地3	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成24年12月1日
指定居宅介護支援事業所おおたケアプラン	大仙市太田町国見字仲村382番地2	居宅介護支援事業	平成25年2月1日
ショートステイアップル	横手市平鹿町中吉田字竹原100-3	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成25年2月1日

**秋田県告示第100号**

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認められたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

金浦加入区、仁賀保加入区、象潟加入区、八森加入区、能代市加入区及び畠加入区

**秋田県告示第101号**

平成25年3月7日秋田県医療労働組合連合会執行委員長中村秀也及び中通病院労働組合執行委員長古田晋から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成25年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 事件

- (1) 一時金及び手当に関する事
- (2) 職員増員に関する事
- (3) 労働条件の改善に関する事
- (4) その他

## 2 日時

平成25年3月21日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

## 3 場所

秋田市中通六丁目1番23号	社会医療法人明和会本部
秋田市南通みその町3番15号	中通総合病院
秋田市中通六丁目1番58号	中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所
秋田市土崎港北六丁目1番5号	港北中通診療所
秋田市南通みその町4番17号	中通健康クリニック
秋田市仁井田潟中町2番41号	ふき健診クリニック
秋田市橋山登町3番18号	中通高等看護学院
秋田市中通五丁目9番22号	中通訪問看護ステーション及びケアプランセンター
大仙市大曲上栄町6番4号	大曲中通病院
大仙市大曲上栄町4番3号	大曲中通歯科診療所及び大曲訪問看護ステーション
大仙市大曲日の出町二丁目3番27号	大曲みなみクリニック

## 4 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

**秋田県告示第102号**

平成24年秋田県告示第558号の公共測量について、平成25年1月31日終了した旨由利本荘市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

**秋田県告示第103号**

風致地区の区分を定める告示（昭和四十五年秋田県告示第百二十七号）及び風致地区の区分を定める告示（昭和四十九年秋田県告示第四百一十号）は、廃止する。

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

**秋田県告示第104号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規程に基づき、次のとおり公示する。

関係図書は、秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 河川の名称

一級河川雄物川水系草生津川

## 2 河川管理施設の名称または種類

左岸堤防

## 3 河川管理施設の位置

秋田市外旭川字鳥谷場307番地内から281番地先まで

## 4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 秋田市長

住所 秋田市山王一丁目1番1号

## 5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 河川側路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内（河川管理施設を設置している部分を除く）にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

平成25年2月6日から道路の存続する日まで

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿東部土地改良区から次のとおり役員の住所の変更の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 住所の変更

変更前 男鹿市船越字サッピ37番地 鈴木 清

変更後 男鹿市船越字サッピ37番地1 鈴木 清

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市協和土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

**選挙管理委員会告示**

秋選管告示第十六号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

「

能代南病院	能代市字寿城長根五十五番地の三十
-------	------------------

」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。